第二十条第一項第七号を次のように改める。

七　削除

第二十条第一項第八号中「前号まで」を「第六号までのいずれか」に改め、第二十一条第一項第二号、第四号、第六号及び第八号中「第五号の五」を「第五号の四」に改め、同条第三項第四号中「三七・五ギガヘルツ以下のもの」を「三七ギガヘルツ以下であって、平均出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇ディービーエム）を超えるもの」に改め、同項第五号中「三七・五ギガヘルツ」を「三七ギガヘルツ」に、「〇・二五ワット（二四ディービーエム）」を「一・〇ワット（三〇ディービーエム）」に改め、同項第六号中「を超えるもの」を「超七五ギガヘルツ以下であって、平均出力値が三一・六二ミリワット（一五ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」に改め、同項に次の二号を加える。

七　動作周波数が七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下であって、平均出力値が一〇ミリワット（一〇ディービーエム）を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が五パーセントを超えるもの

八　動作周波数が九〇ギガヘルツを超えるものであって、平均出力値が〇・一ナノワット（マイナス七〇ディービーエム）を超えるもの

第二十二条第一項第四号中「第一号イ（六）、」を削り、同項第五号中「第十号」を「第十号の二」に改め、第二十三条第三項第二号中「設計の」を削り、「限る。）」の下に「であって、第四号ロからへまで又は第五号イからへまでのいずれかに該当するものの設計に係る技術（プログラムを除く。）を用いたもの」を加え、同号イ中「経路を最適化」を「の全行程を管理」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　削除

第二十三条第三項第三号を次のように改める。

三　削除

第二十三条第三項第五号イからニを次のように改める。

イ　航空機の機体若しくは飛行制御系統機器の作動状態の探知、飛行制御データの送信又はアクチュエーターの動作に対する指令のための光通信に係る技術（プログラムを除く。）であって、フライバイライト方式のアクティブ飛行制御装置の設計に必要なもの

ロ　削除

ハ　アクティブ飛行制御装置内の部分品の性能の低下及び故障を予測し、その度合いを緩和するため、部分品のセンサーから得られる情報を分析するための実時間のアルゴリズム

ニ　アクティブ飛行制御装置の性能の低下及び故障の度合いを緩和するため、機器の故障を識別し、力及びモーメントの制御を再構成するための実時間のアルゴリズム

第二十三条第三項第五号ホ中「経路を最適化」を「の全行程を管理」に改め、第二十五条第一項第一号中「又は製造」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで又は第十一号から第二十号までのいずれかに該当するものの製造に必要な技術（プログラムを除く。）

第二十五条第三項第二号ニ中「一、三七〇度」を「一、四二〇度」に改め、「よどみ点」を削り、「使用することができる」を「作動するように設計した」に改め、同号ル中「次のいずれかに該当」の下に「する」を加える。

第二十六条に次の一号を加える。

三　プログラムであって、当該プログラムを用いることによってのみ、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を発揮できるように特に設計したもの

第二十八条を次のように改める。

第二十八条　外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

別表第二中「マルタ」の下に「、メキシコ」を加え、別表第三中「別表第三（第十八条関係）」を「別表第三（第五条、第十八条関係）」に改め、別表第三の三の項のコーティング方法の欄中「定着させる方法」の下に「（イオンプレーティング法）」を加える。

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第七号中「一六の項（一）」を「一六の項」に改め、「及び次号」を削り、同項第八号を次のように改める。

八　削除

第九条第二項第十四号に次のように加える。

ホ　令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であって、既に輸出した貨物（輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限り、当該貨物の性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該貨物に対して新たな機能、特性を提供するものを除く。）

ヘ　令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるプログラム（オブジェクトコードのものに限り、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）の取引であって、既に提供したプログラム（令別表の五から一五までの項の中欄に掲げるものに限る。）のインストール、操作、保守又は修理のための必要最小限のもののうち、当該提供したプログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又は当該提供したプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供するものに限り、当該提供プログラムの性能、特性が当初提供したものより向上するもの又は当該提供プログラムに対して新たな機能、特性を提供するものを除く。）

第九条第二項に次の一号を加える。

十六　暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

第三条　輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「及び第四号イ」を削り、別表第四号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同表第五号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正）

第四条　輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「及び第四号ハ」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年九月二十七日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。